

平成30年3月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(行ウ)第35号 公文書部分公開決定処分取消及び文書開示義務付け
請求事件

口頭弁論終結日 平成30年1月17日

5

判 決

埼玉県朝霞市仲町2-2-38-805

原 告 小 山 香
同訴訟代理人弁護士 真 野 祥 一

埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号

10

被 告 朝 霞 市

同代表者兼処分行政庁 朝 霞 市 長

富 岡 勝 則

被告訴訟代理人弁護士 岩 谷 彰

同 水 島 有 美

同 谷 川 光 洋

15

主 文

- 1 本件訴えのうち、別紙公文書目録記載の公文書のうち同目録記載3の
部分の公開決定の義務付けを求める部分を却下する。
- 2 朝霞市長が平成26年12月15日付けで原告に対してした別紙公文
書目録記載の公文書の部分公開決定のうち、同目録記載1及び2の部分
を非公開とした部分を取り消す。
- 3 朝霞市長は、原告に対し、別紙公文書目録記載の公文書のうち同目録
記載1及び2の部分を公開する旨の決定をせよ。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、これを3分し、その1を原告の負担とし、その余は被告
の負担とする。

20

25

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

1 朝霞市長が平成26年12月15日付けで原告に対してした公文書部分公開
決定（以下「本件決定」という。）のうち、非公開とした部分（以下「本件非公開
5 決定部分」という。）を取り消す。

2 朝霞市長は、原告に対し、本件非公開決定部分に係る公文書を公開する旨の
決定をせよ。

第 2 事 案 の 概 要

本件は、原告が、朝霞市情報公開条例（平成13年条例第25号。平成28年条
10 例第4号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）に基づき、公文書の公
開を請求したところ、処分行政庁から、平成26年12月15日付けで、上記公文
書に本件条例により非公開とされる情報が記録されているとして、その一部を公開
する旨の決定（本件決定）を受けたため、被告に対し、本件決定のうち、本件非
公開決定部分の取消しを求めるとともに、本件非公開決定部分に係る上記公文書を公
15 開する旨の決定をすることの義務付けを求める事案である。

1 関連法令の定め

(1) 本件条例（甲1）

ア 本件条例5条1号は、市内に住所を有する者は、実施機関（市長、教育委員
会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員
20 会、議会及び土地開発公社）に対し、公文書（実施機関の職員が職務上作成し、又
は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であつて、当該実施機関の
職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの）の公開を請
求することができる旨を定める。

イ 本件条例7条は、実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る公
25 文書に別紙「情報目録」記載の情報（以下「非公開情報」といい、順に「1号情報」
などという。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該

公文書を公開しなければならない旨を定める。

ウ 本件条例8条1項本文は、実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない旨を、同項ただし書は、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない旨を定める。

エ(ア) 本件条例20条1項は、公開決定等（公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開する旨の決定、公開請求に係る公文書の全部を公開しない旨の決定）について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、① 不服申立てが不適法であり、却下するとき（1号）、② 決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき（2号。当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。）のいずれかに該当する場合を除き、速やかに朝霞市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない旨を定める。

(イ) 本件条例20条3項は、実施機関は、同条1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てについての決定をしなければならない旨を定める。

(2) 墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）

墓埋法10条1項は、墓地を經營しようとする者は、都道府県知事（市にあっては市長）の許可を受けなければならない旨を定める。

(3) 朝霞市墓地等の經營の許可等に関する条例（甲5。平成21年条例第8号。平成26年条例第26号による改正前のもの。以下「墓地条例」という。）

ア(ア) 墓地条例4条1項は、墓埋法10条1項に規定する墓地の經營の許可を受けようとする者（以下「計画者」という。）は、当該墓地の經營の計画について、

規則で定めるところにより、あらかじめ市長と協議（以下、これを「事前協議」という。）しなければならない旨を定める。

(イ) 墓地条例4条2項は、市長は、事前協議の際、計画者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる旨を定める。

5 イ(ア) 墓地条例6条1項は、計画者は、規則で定めるところにより、近隣住民等（規則で定める者。以下、単に「近隣住民等」という。）に対し、墓地の経営の計画について、説明会（以下、単に「説明会」という。）を開催しなければならない旨を定める。

10 (イ) 墓地条例6条2項は、計画者は、説明会を開催したときは、速やかに規則で定めるところにより、当該説明会の内容を市長に報告しなければならない旨を定める。

ウ(ア) 墓地条例7条1項は、近隣住民等は、規則で定めるところにより、墓地の経営の計画について、計画者に対し、意見を述べる旨を定める。

15 (イ) 墓地条例7条2項は、計画者は、同条1項の意見を述べた近隣住民等と十分に協議しなければならない旨を定める。

(ウ) 墓地条例7条3項は、計画者は、同条2項の規定による協議を行ったときは、速やかに当該内容を市長に報告しなければならない旨を定める。

20 (4) 朝霞市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（甲6。平成21年規則第18号。平成26年規則第29号による改正前のもの。以下「墓地規則」という。）

ア 墓地条例の委任を受けた墓地規則3条は、事前協議は、墓地経営計画協議書に所定の書類を添付し、市長に提出して行うものとする旨を定める。

25 イ 墓地規則6条は、近隣住民等は、墓地の区域の周囲からおおむね100mまでの区域の住民及び当該墓地の区域の敷地に隣接した土地若しくは建築物の所有者又は使用者（1号）とする旨を定める。

ウ 墓地規則7条は、墓地条例6条2項の規定による報告は、① 説明会の内容

を記載した書類及び説明会等で使用した資料（１号）、② 近隣住民等の名簿（２号）、③ 説明を受けた者の名簿（３号）を提出して行うものとする旨を定める。

エ(ア) 墓地規則８条１項は、近隣住民等の意見は、① 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項（１号）、② 墓地の構造設備と周辺環境との調和に関する事項（２号）、③ 墓地の建設工事の方法に関する事項（３号）とする旨を定める。

(イ) 墓地規則８条２項は、近隣住民等は、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を市長を経由して計画者に提出することができる旨を定める。

オ 墓地規則９条は、計画者は、意見書の提出があった場合は、その意見書の写し及び当該意見に対する見解を記載した書面を市長に提出し、意見書を提出した者に送付するものとする旨を定める。

２ 前提事実（争いのない事実並びに証拠〔甲３、４、乙１、２、５、７〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1)ア 原告は、朝霞市内に住所を有する者である。

イ 処分行政庁（朝霞市長）は、本件条例所定の実施機関である。

(2)ア 原告は、平成２６年１２月２日、処分行政庁に対し、本件条例に基づき、公文書（「市民環境部次長の平成２６年１０月２３日香川法律事務所での法律相談についての報告書その他一切の書面」）の公開を請求した。

イ 処分行政庁は、上記公文書を別紙公文書目録記載の公文書（平成２６年１０月３０日付け「顧問弁護士相談結果報告書」。以下「本件文書」という。）と特定した上、同年１２月１５日付けで、本件文書に記録された「計画者の情報」、「墓地建設予定地の近隣者の情報」、「顧問弁護士の見解」が５号情報に該当することを理由として、本件文書のうち、同目録記載１から３までの部分（以下「本件記録部分」という。また、同目録記載１の部分に記録された情報を「情報１」、同目録記載２の部分に記録されたそれを「情報２」、同目録記載３の部分に記録されたそれを「情報３」といい、併せて「本件情報」という。）を公開しないこととし、そ

の余を公開することとする旨の決定（本件決定）をし、その頃、原告に対し、書面により通知した。

(3)ア 原告は、平成26年12月22日、処分行政庁に対し、本件決定のうち、本件非公開決定部分の取消し、及び、本件記録部分に係る本件文書を公開する旨の決定をすることの義務付けを求めて、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。

イ 処分行政庁は、平成27年1月16日、審査会に対し、本件異議申立てについて諮問し、審査会から、平成28年3月31日付けで、本件決定は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきであるとの答申を受けた上、同年4月13日付けで、本件情報は、5号情報及び3号情報に該当し、本件条例7条3号ただし書所定の情報（以下「除外情報」という。）には該当しないことを理由として、本件異議申立てを棄却する旨の決定をし、同月15日、原告に対し、これを送達した。

(4) 原告は、平成28年10月5日、当庁に対し、本件訴訟を提起した。

3 当事者の主張

(被告の主張)

(1)ア 被告市民環境部環境推進課の職員（以下、単に「被告職員」という。）は、計画者である宗教法人本仙寺（以下「本仙寺」という。）から、墓地の建設計画（以下「本件計画」という。）に関し、近隣住民等と意見が対立し説明会や協議が紛糾した旨の報告を受け、平成26年10月23日、被告の顧問弁護士（以下、単に「顧問弁護士」という。）に対し、被告のとるべき対応等について相談し、「朝霞市職員顧問弁護士相談実施要綱」（平成18年要綱。顧問弁護士相談を利用したときは、速やかに所定の顧問弁護士相談結果報告書により被告の人権庶務課長〔以下「庶務課長」という。〕に報告するものとする旨を定めるもの。以下「実施要綱」という。）に従い、その結果を本件文書により庶務課長に報告した。

イ(ア) 本件記録部分には、本件計画について、本仙寺、近隣住民等が被告に対してとった対応に係る情報（情報1及び2）のほか、相談事項に対する顧問弁護士の

見解（情報3）が記録されているところ、これらは、公にすることにより、① 計画者、近隣住民等と被告との間の信頼関係を損ない、計画者と近隣住民等との間の関係を悪化させ、被告において、墓地の経営の許可（以下「経営許可」という。）に係る事務につき、計画者、近隣住民等から理解や協力を得ることを困難にし、② 経営許可に関し訴訟が提起された場合、被告の当該訴訟に対する対応や主張の内容を制約し、③ 顧問弁護士と被告との間の信頼関係、協力関係を損ない、被告において、顧問弁護士から率直な意見を得ることを困難にするもので、経営許可に係る事務又は争訟に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、5号情報に該当する。

(イ) また、本件情報は、顧問弁護士の事業に関する情報（顧問弁護士の専門的知識、経験等に基づく知的技能の成果、営業、技術上のノウハウに関する情報）であり、弁護士は、相談の内容やこれに対する見解について、守秘義務を負うことにも照らすと、これらは、公にすることにより、顧問弁護士の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして、3号情報にも該当する。

(2)ア 原告は、本件情報は除外情報に該当する旨の主張をするが、除外情報は、人の生命、健康、生活若しくは財産を保護するため、又は自然環境を保護するため、公にすることが必要と認められる情報であり、除外情報には該当しない。

イ また、原告は、① 審査会において、3号情報該当性につき意見を陳述し反論する機会が十分に付与されなかった、② 審査会の手続には重大な違法があり、本件訴訟において、被告が本件情報は3号情報に該当する旨の主張をするのは信義則に反し許されない旨の主張をするが、審査会の手続に違法はないし、仮に、審査会の手続に何らかの違法があったとしても、本件訴訟において被告が上記主張をすることが信義則に反することになるわけではない。

(3) 以上によれば、本件決定のうち、本件非公開決定部分は適法である。また、本件訴えのうち、本件記録部分の公開決定の義務付けを求める部分は不適法というべきである。

(原告の主張)

(1)ア 被告は、本件情報が5号情報に該当する旨の主張をする。

しかしながら、本件条例7条5号所定の「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障が法的保護に値する程度
5 度の蓋然性をもって生ずることを要するところ、① 当時、本仙寺、近隣住民等は、説明会等を通じて、本件事案の概要や相手方の主張を理解していたこと、② 本仙寺は、墓地の建設を終了し、平成28年9月頃、墓地の経営を開始していること、
③ 被告は、本仙寺、近隣住民等に対し、墓地の経営を許可する方針である旨を告
10 げていて、当時、本仙寺と近隣住民等との間に大きなトラブルは生じていなかった
こと、④ 当時、経営許可に関する訴訟の係属はなく、いまだ当該訴訟は係属して
いないこと、また、仮に訴訟が係属したとしても、本件情報を公にすることにより、
被告の当該訴訟に対する対応や主張の内容は制約されないこと、⑤ 朝霞市長らは、
15 従前、市議会等において、「顧問弁護士相談結果報告書」の内容を引用し、顧問
弁護士の見解を示して、答弁等を行ってきたこと、また、顧問弁護士は、自身の見
解が、公文書である「顧問弁護士相談結果報告書」に記載されることを熟知していた
20 ことに照らすと、本件情報は、これを公にすることにより、事務又は事業の適正な
遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとはいえず、5号情報には該当しない。

イ(ア) 被告は、本件情報が3号情報にも該当する旨の主張をする。

しかしながら、そもそも、本件情報は、顧問弁護士の事業に関する情報には該当
20 しないし（本件情報は、被告の事業に関する情報である。顧問弁護士の事業〔業
務〕は、被告職員に自身の見解を示した時点で終了している。）、① 被告作成に
係る「情報公開事務の手引」によれば、本件条例7条3号所定の「当該法人その他
の団体又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある
もの」とは、法人の売上げ、原価、利益率、資産状態等の経済的な信用を害するお
25 それがあるものをいうと解すべきであること（顧問弁護士の、法令、判例、学説等
の一般的な知見に基づく見解は、営業、技術上のノウハウに関する情報には該当し

ない。), ② 本件情報を公にすることにより, 顧問弁護士が守秘義務に違反することはなく, その競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないことに照らすと, 本件情報は3号情報には該当しない。また, 仮に3号情報に該当するとしても, これは, 近隣住民等の生活環境を保護するため, 公にすることが必要な情報として, 除外情報に該当する。

(イ) 審査会において, 原告には3号情報該当性につき意見を陳述し反論する機会が十分に付与されなかった。審査会の手続には重大な違法があり, 本件訴訟において被告が本件情報は3号情報に該当する旨の主張をすることは, 信義則に反し許されない。

(2) 以上によれば, 本件決定のうち, 本件非公開決定部分は違法であり, 取り消されるべきである。また, 本件は, 行政事件訴訟法37条の3第5項所定の要件を充足するのであり, 処分行政庁は, 本件記録部分に係る本件文書を公開する旨の決定をすべきである。

第3 当裁判所の判断

1(1) 証拠(甲3, 16, 乙2から6まで)及び弁論の全趣旨によれば, ① 本仙寺は, 経営許可を受けようとして, 平成25年5月8日, 被告職員に対し, 本件計画について相談し, 同年9月6日, 朝霞市長に対し, 墓地経営計画協議書を提出して, 事前協議を行ったこと, ② 本仙寺は, 同年11月24日, 平成26年3月2日及び同年9月27日, 近隣住民等に対する説明会を開催し, 同年8月9日, 近隣住民等(墓地の区域の周囲からおおむね100mまでの区域の住民等)との間で, 協議を行ったが, 近隣住民等から本件計画に反対する意見が多数出されるなどして紛糾したこと(同年3月2日開催の説明会は, 議事録の作成をめぐる紛糾し, 説明会として成立するには至っていない。), ③ 近隣住民等は, 本件計画に反対する者の署名を集め, 平成25年7月9日, 同年8月2日, 同年10月10日及び同年11月12日, これを被告に提出するとともに(近隣住民等は, 同年12月10日, 朝霞市長に対し, 意見書を提出している。), 平成26年10月16日, 朝霞

市長に対し、本件計画に反対する旨の陳情をし、平成27年2月13日には、同市長に対し、要請書を提出したこと、④ 被告職員は、本仙寺から、平成26年9月27日の説明会の内容について報告を受け、同年10月23日、顧問弁護士に対し、(a) 被告がとるべき対応、(b) 墓地の経営を許可した場合に行政事件訴訟が提起される可能性の有無等について相談し、実施要綱に従い、その結果を本件文書により庶務課長に報告したこと、⑤ 本仙寺は、平成27年6月29日、朝霞市長に対し、経営許可の申請をし、同市長は、同年7月6日付けで、これを許可したことが認められる。

(2) また、前記認定事実、本件文書のうち公開された部分の内容、本件記録部分に係る被告の主張の内容等に加え、実施要綱(乙4)が「顧問弁護士相談結果報告書」には、相談の日時、手段(面談、電話、ファクシミリ)、相談者のほか、事案の概要として、事案、相談事項等を、また、顧問弁護士相談利用の結果として、顧問弁護士の見解、所管課の処理方針等を簡潔に記載すべき旨を定めることを考慮すると、別紙公文書目録記載1の部分には、事案の概要として、従前、本仙寺が、被告に対し、本件計画を推進するためにとってきた行動に係る情報(情報1)が、同目録記載2の部分には、同じく事案の概要として、従前、近隣住民等が、被告に対し、本件計画を阻止するためにとってきた行動に係る情報(情報2)が、そして、同目録記載3の部分には、経営許可に関し被告がとるべき対応、墓地の経営を許可した場合に行政事件訴訟が提起される可能性の有無等に係る顧問弁護士の見解が記録されていることがうかがわれる。

2 そこで、本件情報の5号情報該当性、3号情報該当性について検討する。

(1)ア 被告は、情報1及び2を公にすることにより、経営許可に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、これらは5号情報に該当する旨の主張をする。

しかしながら、情報1及び2は、従前、本仙寺、近隣住民等が被告に対してとってきた行動に係る情報であることがうかがわれるところ、① 本仙寺は、平成25年5月8日、被告職員に対し、本件計画について相談し、同年9月6日、朝霞市長

に対し、墓地経営計画協議書を提出して、事前協議を行ったこと、また、本仙寺は、同年11月24日、平成26年3月2日及び同年9月27日、近隣住民等に対する説明会を開催し、同年8月9日、近隣住民等との間で、協議を行ったこと（本仙寺は、同年9月27日開催の説明会において、近隣住民等に対し、被告から本件計画は墓地条例所定の墓地の設置場所の基準に適合する旨の回答を受けた旨や、本仙寺と近隣住民等との間で意見が対立することから、今後は被告の判断に委ねる旨、本仙寺において説明会の内容を被告に報告する旨、近隣住民等においてこれを被告に報告しても差し支えない旨の説明をしている〔甲16〕。）、② これに対し、近隣住民等は、本件計画に反対する者の署名を集め、平成25年7月9日、同年8月2日、同年10月10日及び同年11月12日、これを被告に提出し、同年12月10日、朝霞市長に対し、意見書を提出したこと、また、近隣住民等は、説明会において本件計画に反対する意見を出したことは、前記認定事実のとおりであって、かかる事実によれば、本仙寺も、近隣住民等も、相手方が被告に対してとってきた行動を把握していたと考えるのが合理的であり、何らかの特段の事情があるというのであれば格別、そうでない限り、従前、本仙寺、近隣住民等が被告に対してとってきた行動に係る情報を公にすることにより、計画者、近隣住民等と被告との間の信頼関係が損なわれるなどして、経営許可に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるとは考え難い。そして、本件において、上記の特段の事情があることについて、具体的な主張立証はない。

被告は、情報1及び2を公にすることにより、争訟に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の主張もするが、情報1及び2の内容は前記のとおりであって、これらを公にすることにより、争訟に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすことになるとは考え難い。

イ 被告は、情報1及び2を公にすることにより、顧問弁護士の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、これらは3号情報に該当する旨の主張もする。

しかしながら、情報1及び2の内容は前記のとおりであって、これらを顧問弁護士
の事業に関する情報であるなどというのは困難である。弁護士が、相談の内容や
これに対する見解について守秘義務を負うことを考慮しても、情報1及び2が3号
情報に該当するとはいえない。

5 (2)ア 他方、情報3は、経営許可に関し被告がとるべき対応、墓地の経営を許可
した場合に行政事件訴訟が提起される可能性の有無等に係る顧問弁護士の見解であ
ることがうかがわれるところ、これは、争訟に係る事務に関する情報、すなわち、
被告又はその機関が一方当事者として争訟に対処するための内部的な方針に関する
10 情報というべきであって、これを公にすることにより、上記情報が正規の交渉等の
場を経ないで相手方当事者に伝わるなどして、紛争の公正、円滑な解決を妨げ、争
訟に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性があるものとして、5号情
報に該当するというべきである。

イ この点、原告は、当時、経営許可に関する訴訟の係属はなく、いまだ当該訴
訟は係属していない旨の主張をする。

15 しかしながら、争訟に係る事務に関する情報は、現に係属し又は係属が具体的に
予想される事案に即した具体的方針のみならず、被告又はその機関が行うことのあ
るべき争訟に対処するための一般の方針をも含むと解するのが相当であり（最高裁
平成11年11月19日第二小法廷判決・民集53巻8号1862頁参照）、原告
の上記主張は採用することができない。

20 なお、原告は、① 朝霞市長らは、従前、市議会等において、「顧問弁護士相談
結果報告書」の内容を引用し、顧問弁護士の見解を示して、答弁等を行ってきた、
② 顧問弁護士は、自身の見解が、公文書に記載されることを熟知していた旨の主
張もするが、これにより、上記の判断は左右されない。

3 以上によれば、本件決定のうち、情報1及び2が記録された部分を非公開と
25 した部分は違法であり、その余の部分は、3号情報該当性等について判断するまで
もなく、適法というべきである。また、そうすると、本件訴えのうち、本件文書の

うち情報3が記録された部分の公開決定の義務付けを求める部分は、行政事件訴訟法37条の3第1項2号所定の要件を欠くものとして不適法であり、却下を免れないが、その余の部分の公開決定の義務付けを求める部分は、同条5項の要件を充足するものとして、これを認容すべきである。

よって、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官

森田 義明

裁判官

日暮 直子

裁判官

畑 政和

別紙

公 文 書 目 録

平成26年10月30日付け「顧問弁護士相談結果報告書」

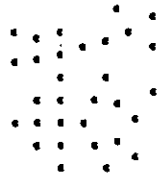
5

1 上記公文書のうち、別添「顧問弁護士相談結果報告書」(写し)の「事案の概要」欄の6行目から7行目までの墨塗り部分

2 上記公文書のうち、別添「顧問弁護士相談結果報告書」(写し)の「事案の概要」欄の9行目の墨塗り部分

10

3 上記公文書のうち、別添「顧問弁護士相談結果報告書」(写し)の「結果」欄の1行目から2行目までの墨塗り部分



別記様式（第4条関係）

顧問弁護士相談結果報告書

平成26年10月30日

人権庶務課長 様

環境推進課長

顧問弁護士相談を利用したので報告します。

- 1 日時 平成26年10月23日（木） 10時05分から10時50分まで
- 2 手段（面談・電話・FAX）
- 3 相談者 小野里次長、紺清主幹
- 4 事案の概要（事案、相談事項等を簡潔に記載）

・ 計画者の本仙寺から平成25年9月6日付けで墓地経営計画協議書を提出され、「朝霞市墓地等の経営の許可等に関する条例」に基づき事前審査を行い、平成26年9月27日に近隣住民を対象とした第2回説明会を開催し、報告書の提出を受けました。この案件は、墓地計画のある場所の目の前に特別養護老人ホームがあり、当初から反対運動が起こっています。第2回説明会でも建設反対の声がありましたが、

市としてどのような対応をとるべきなのか相談いたします。

市としては条例に基づき進めていきますが、許可した場合、行政訴訟を起こされる可能性はありますか。

- 5 結果（顧問弁護士の見解、所管課の処理方針等を簡潔に記載）

・ 条例に沿った手続きを行えばよい。

担当者 環境推進課 紺清

連絡先 (内) 2262

別紙

情 報 目 録

- 1号 法令（条例を含む。以下同じ。）の定めるところにより、公にすることが
できないとされている情報
- 2号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で
あって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人
を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人
を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別
することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する
おそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定され
ている情報
- イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であ
ると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る
情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（公にすること
により、当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがあるものを除く。）
並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- エ 市の機関が実施する事務事業であって予算執行を伴うものに係る情報のう
ち、公にすることが公益上必要なものとして、実施機関があらかじめ朝霞市
情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で定め、公示した基準に該
当するもの
- 3号 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）に関する情
報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることによ
り、当該法人その他の団体又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な

利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活若しくは財産を保護するため、又は自然環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

4号 市の機関及び国等（国、他の地方公共団体又は公共的団体をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

5号 市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

6号 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

これは正本である。

平成30年3月28日

さいたま地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 相澤孝一

